福介第２６０５号

平成30年10月５日

指定居宅介護支援事業者　様

寝屋川市福祉部高齢介護室

課 長　　出 野　 純 一

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける

居宅サービス計画の届出について（通知）

　平素は、本市介護保険行政に御協力いただき、ありがとうございます。

　さて、国における「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」の改正を踏まえ、本市におきましても、「寝屋川市指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例」を改正し、平成30年10月１日以降に居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助が中心のもの）を位置付ける場合にあっては、その利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を本市に届け出なければならない旨を規定しました。

　当該規定の運用に当たりましては、別紙のとおり取扱うことといたしますので、その旨通知します。

問合先

寝屋川市福祉部高齢介護室

給付担当（担当：松本）

Tel:072-838-0518（直通）

Fax:072-838-0102

Email:kaigo@city.neyagawa.osaka.jp

厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける

別紙

居宅サービス計画の届出に係る取扱い

１　届出が必要な居宅サービス計画

　　下記の回数以上の訪問介護（生活援助中心型サービス）を位置付けている居宅サービス計画

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 要介護度 | 要介護１ | 要介護２ | 要介護３ | 要介護４ | 要介護５ |
| 基準回数 | 27回 | 34回 | 43回 | 38回 | 31回 |

　※　「身体介護１」や「身体２生活２」等はカウントしません。

２　提出書類

　⑴　別紙「厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護（生活援助）を位置付ける居宅サービス計画の届出書」

　⑵　居宅サービス計画書「第１表～第３表」の写し

　　　※ 居宅サービス計画書（第１表）は、利用者へ交付し署名のあるもの

　⑶　受領に係る通知の返送用封筒（市外事業者のみ）

　　　※ 事業所所在地及び事業所名を明記の上、82円切手を貼ってください。

　　　※ 不要である場合は、提出不要です。

３　提出先

　　寝屋川市福祉部高齢介護室　給付担当

４　提出方法

　　郵送又は直接窓口にて提出

５　提出時期

　　該当する居宅サービス計画を作成又は変更（軽微な変更を除く）した月の翌月の末日まで（例：平成30年10月20日に作成　→　11月30日までに提出）

６　参考

　　介護保険最新情報vol.652、629（抄）

７　その他

　・後日、受領に係る通知を高齢介護室内のボックス（市内事業所）又は郵送（市外事業所）にて送付します。

　・期限までに届出書の提出がない場合で、後にケアプランの見直し等が必要となると、作成又は変更されたケアプランの当初に遡及して給付費を返還していただくことがあります。